

令和 6 年度  
剣聖高野佐三郎顕彰会総会



日時  
午後 3 時  
会場

令和 6 年 5 月 26 日 ( 日 )  
秩父神社 参集殿

## 令和5年度事業報告

秩父の偉人「剣聖高野佐三郎先生」が亡くなられて、早や75年の歳月が過ぎました。その間、直弟子の方々が中心となり、先生の業績を継承してきました。しかし、現今の状況を鑑みるに、時代の流れの中で、いつしか先生の名前や偉大なる業績が秩父から消えつつあるのではないかと、危惧を感じ始めました。そこで、「秩父から剣聖高野佐三郎の名前を消してはならない」という強い決意のもと、有志の方々と共に「剣聖高野佐三郎顕彰会」を発足することとなりました。

本年度5月28日、秩父神社参集殿に於いて、設立総会を開催し会則の承認、役員人事、今年度事業計画並びに予算案を承認いただき、待望の顕彰会が動き始めました。

顕彰会の最初の事業として、9月28日秩父神社参集殿に於いて、講演会を開催しました。講師に埼玉大学名誉教授大保木輝雄先生をお迎えし、「剣聖高野佐三郎を語る」と題して1時間30分お話をいただきました。参加者も120名を超え、盛会裏に終了することができました。

本年度第二事業として、12月16日に明信本館において小学生を対象とする稽古会を開催しました。参加小学生、指導者、保護者総勢60名を超える人数にて、盛況でありました。

また、会員も当初の予定を超える61名となり、運営の基盤が確立したと考えます。令和6年度も顕彰会の目的に沿いながら運動展開をしていく所存であります。どうぞ皆様のご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

令和6年3月31日

剣聖高野佐三郎顕彰会会長 町田廣文

- 1 -

### 総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 長 の 選 出
- 4 議 事  
第 一 号 議 案 令 和 5 年 度 事 業 報 告  
第 二 号 議 案 令 和 5 年 度 収 支 決 算 報  
告 ・ 監 査 報 告

第三号議案 令和6年度事業計画  
 (案)  
 第四号議案 令和6年度予算(案)  
 その他

5 閉 会

- 2 -

1 令和5年度事業報告

No.	実施日	事業	備考
1	R5.5.28	設立総会	秩父神社参集殿
2	R5.7.23	役員会	廣見寺書院
3	R5.8.31	講演会に伴う四役会議	廣見寺書院
4	R5.9.10	講演会	秩父神社参集殿 参加者129名
5	R5.9.10	講演会後懇親会	妙見寿司 出席者13名
6	R5.12.6	講習会に伴う四役会議	廣見寺書院
7	R5.12.16	講習会 合同稽古会	明信本館 参加者小学4から小学6 43名
8	R6.2.9	総会に伴う四役会議	廣見寺書院

2 令和6年度事業計画(案)

No.	実施予定日	事業	備考
1	R6.5.26	総会	
2	R6.7.21	会員勉強会	秩父神社参集殿
3	R6.10頃	講習会	小学生対象講習会
4	R6.	ホームページ開設	

3 令和6年度予算(案)

(収入)

(金額単位:円)

No.	収入費目	金額	内訳
1	会費	152,000	会員61名 会員@2,000円・役員@

			4 , 000円
2	前年度繰越金	86 , 677	
収入合計		238 , 677	

(支出) (金額単位 : 円)

No.	支出費目	金額	内 訳
1	総会費	30 , 000	
2	会員勉強会	40 , 000	
3	講習会	35 , 000	
4	ホームページ 経費	100 , 000	開設費 : 85.000 円・管理費 : 15.000 円
5	事務費	10 , 000	
6	予備費	23 , 677	
支出合計		238 , 677	

劍 聖 高 野 佐 三 郎 顕 彰 会 役 員

顧	問	蘭	田	建
		池	田	生
		五	十	功
会	長	町	田	文
副	長	浅	見	一
会		高	橋	徹
同		関	根	
同	局	町	田	也
事	長	持	田	修
会	計	鶴	間	進
理	事	大	河	泰
		持	田	好
		松	本	直
		鈴	木	男
監	事	島	田	良
		柴	崎	誠
				一
				正

劍 聖 高 野 佐 三 郎 顕 彰 会 会 則

第 1 条 (名称) 本会の名称は、劍聖高野佐三郎顕彰会 (事務局は会長宅) とする。

第 2 条 (目的) 本会の目的は、次の 3 項目とする。

- (1) 劍聖高野佐三郎を顕彰し、その功績を後世に伝える。
- (2) 日本の剣道文化に寄与する。
- (3) 地域の発展に寄与する。

第 3 条 (事業) 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 剣道文化並びに劍聖高野佐三郎の広報活動
- (2) 講演会などの活動
- (3) 剣道大会並びに講習会
- (4) 本会の目的を達成するための事業

第 4 条 (会員組織) 本会は、第 2 条 (目的) に賛同した者が会員となり、その者が組織する。なお、本会に入会しようとする者は、入会届を提出しなければならない。

第 5 条 (役員) 本会の役員並びにその定員は、次のように定める。この役員

は役員会を構成する。

顧問 若干名 会長 1 名 副会長 3 名（部会長を兼ねる）事務局長  
1 名

会計 1 名 理事 若干名 監事 2 名

第 6 条（選任）会長は、役員会の推薦を受け総会の承認を得る。

顧問、副会長並びに役員は、会長、役員会の推薦を受け、総会の承認を得る。

第 7 条（役員の仕事）会長は、会を代表し会務を統括する。

顧問は、会の運営に関して助言する。

副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。

事務局長は、事務を調整・整理する。

会計は、会費等の金銭管理をする。

理事は、事業を検討し執行を決定する。

監事は、事業並びに会計の監査をする。

第 8 条（役員の任期） 役員の任期は、3 年とし再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条（退会）退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。なお、2 年間会費を滞納した者は退会したものとする。

第 10 条（諸会議）本会の会議は、総会、役員会、四役会の 3 種とし、総会は年 1 回以上、役員会、四役会は、随時行うものとする。会議の可否は、過半数により、可否同数の場合は議長採決とする。なお、四役会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。

第 11 条（経費）本会運営の経費は、会費並びに篤志者の寄付金をもって充てる。なお、年会費は 1 口 2, 0 0 0 円とする。

第 12 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 13 条（会則の変更）本会の会則を変更する時は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 14 条（設立年月日）本会の設立年月日は、令和 5 年 5 月 2 8 日とする。

